令和６年度

令和６年５月 10 日
富江中学校生徒指導部

# 『生徒心得』

## 校内生活

１　午前７時５５分までに着席する。（生徒総会での申し合わせ）
**※午前８：００までに教室に入ってない場合は、遅刻とする。**

２　校舎内での活動は、月曜日から金曜日までは１６時３０分までとする。ただし、特別な用件がある時や土、日、休日は担任・顧問・その他の教師の許可を得なければならない。

３　学校に登校した後、無断で学校敷地外に出ない。必要な用件があるときは、担当教師の許可を受ける。

４　学校内の器具・用具や特別教室の使用は、担当教師に事前に申し出て許可を得る。

５　学習に不要なものは所持しない。特に携帯電話等の管理については、家庭で十分相談をし、学校には持ち込まない。また、学校内外を問わず、ナイフ等の刃物を所持することを禁止する。制汗剤は許可をする。ただし、無香料のものを使用すること。制汗シートは不可。

６　欠席や遅刻・早退する場合には、その理由等を保護者から学校へ連絡してもらう。

７　清掃時は、体育服またはジャージを着用し活動する。
・更衣は昼休み時間にする。
・ジャージ、短パンは腰より上で着る。（ジャージ・クォーターパンツの紐はつけたまま）
・ジャージ購入時に必ず刺繍ネームを入れてもらう。

８　**(1) 登校は制服とする。**
登校後の更衣については次の通りとする。
①１・２校時のどちらかに更衣が必要な教科がある場合は、登校後着替える。
②３校時または４校時に更衣の必要な教科があり、１・２校時のどちらかに移動教室の教科がある場合は、登校後着替える。
(2)清掃なし日程で、午後に更衣の必要な教科がない場合は、午後からの服装は制服でもジャージ・体操服でもどちらでもよい。ただし、昼休みに外で遊ぶ場合はジャージ・体操服に更衣する。
(3)自転車通学生は安全面への配慮から、ジャージ・体操服で登校してよい。（ただし、登校後に制服に更衣する）

９　携帯カイロやマスクの使い方
・カイロは学校ではポケットに入れたままで外に出さない。
・カイロやマスクは使用後に自宅へ持ち帰り処分する。

## 校外生活

１　メディア使用については、家庭でしっかりと約束事を決めておく。

２　下記時刻以降の夜間外出はしない。４～１０月は１８時、１１～３月は１７時以降。
（長期休業中は、市内の申し合わせに従う。）

３　登下校中の買い食いはしない。

４　カラオケボックス、遊技場の出入りは保護者同伴とする。

５　アルバイト・サイクリング・キャンプ等の野外活動をするときは、保護者を通して事前に校長に届け出る。

## 交通安全

１　交通規則をきちんと守る。

２　教師が示した期間は登下校時に安全タスキを着用して自らの安全を確保する。

３　通学は原則として徒歩とする。ただし、次の基準でバス通学、自転車通学を許可する。
（※　雨天・荒天時はこの限りではない。）
・バス通学は次の通りとする。
○田尾方面…小浜バス停以遠　　○繁敷方面…一軒屋以遠
・自転車通学は次の通りとする
○丸子・黒瀬・山下・岳・坪・山崎・女亀・山手・田尾

4　自転車通学生は、違反をしたら自転車通学を一定期間停止とする。

5　登下校は、特別な事情がない場合は、徒歩もしくは自転車で通学する。
・送迎による停車場所は、体育館横駐車場とする。（校門前と稲田商店前は禁止）

6　自転車通学は左側の車道を利用すること。（ただし田尾方面の自転車歩行者道は除く）
富江小武道場から JA 前までのスクールゾーンは自転車を降りること。

## 服装・頭髪

1　本校の通学服は次の通りとする。
○男子は黒の標準学生服（標準マーク入り）を通学服とする。学生服の下にはカッターシャツを着るようにする。ズボンは、ストレートまたは、１タックとする。
○女子は、学校指定の紺色セーラー服（冬は紺色、夏は白）とし、上・下の丈はごく自然なもの（スカート丈は膝が見える長さよりも短くしない）とする。
○夏季の男子のシャツは、白色の開襟またはカッターシャツとする。
○男女とも夏の制服の下から着用するもの（下着）は、透けて見えない色・柄であることとする。白のワンポイントＴシャツが望ましい。
○衣替えの移行期間と完全移行日時期は設定しない。気候や体調にふさわしい制服を生徒自身で判断し、着用する。

2　**靴下は白または黒とする。　ただし、儀式的行事や校外に出る時は、白で統一する。**
（１ポイントまで可。自然な状態で踝が常時完全に隠れるものをはく。）

3　上履きは学校指定のシューズを着用し、体育館では体育館シューズを着用する。

4　通学靴は通学用と体育用を兼用し、Moon　Star　SA　S500 を指定靴とする。

5　頭髪については、清潔で自然な髪型を基本とし、学習・スポーツをするうえでふさわしいものとする。長くなったら適当な時期に整髪する。
（特別の事情がある場合には、校長の許可を得ること。）
○男子は短髪とする。
・**前髪は眉より下に出ないようにする。**横は耳に、後は襟にかからないこと。
○女子の前髪は眉より下に出ないようにする。後ろ髪は肩の真ん中までの長さとし、これを超える場合はゴムで束ねる。束ねる位置は両耳の上端を結ぶ線より下とし、飾りのない黒・紺・茶のとする。ヘアピンを使用する場合は、黒・紺とし、通常の短いものとする。ヘアピンの数は左右1本を基本とし、まとまらない場合は、最大4本(左右2本)までとする。
○整髪するときは、整髪料を使用したり、脱色、カール等故意に手を加えたりしない
また、許可なく縮毛矯正（ストレートパーマなど）をしない。
○眉を剃ったり、抜いたりしない。

男子の「短髪」はトップが長めでサイドが短い髪型や、必要以上にスキを入れた髪型、左右のバランスが異なる髪型など、異質なものは違反とする。女子の「肩の真ん中までの長さ」は肩と肩を結んだ直線までとする。縮毛矯正の届け出があり、許可したものについては報告をしてください。眉そり、抜きについては眉ペンで書かせるなどの対応をする。縮毛矯正については許可制あり。

6　冬季の服装について　〈防寒着について〉
○通学服の下に着用するものについては、色を白・黒・紺・茶・グレーとする。
また、ハイネック・タートルの着用を許可する。（平成３０年度改正）
男子はカッターシャツを着用する。
○通学時や授業中にはウィンドブレーカーの着用を認める。色は紺系統のものとする。
部活用可。また、授業中の膝掛けの使用を認める。（平成３０年度改正）
○女子は、カーディガンの着用を認める。その色は紺系統の無地のものとする。
○リップクリームは薬用として無色のものを認めている。
○女子のストッキングまたはタイツは黒またはベージュとする。

7　名札の規定
○通学服には、学校指定の名札を常時身につける。
**※新１年生は、学校ではクリップ式名札をつける。**

付則：平成　５年度　一部改訂
付則：平成　９年度　一部改訂
付則：平成１５年度　一部改訂
付則：平成２３年度　一部改訂
付則：平成２７年度　一部改訂
付則：平成２８年度　一部改訂
付則：令和　５年度　一部改訂
付則：令和　６年度　一部改訂
付則：平成　７年度　一部改訂
付則：平成１０年度　一部改訂
付則：平成２２年度　一部改訂
付則：平成２４年度　一部改訂
付則：平成３０年度　一部改訂
付則：令和　４年度　一部改訂